

人間総合科学研究科フロンティア医科学専攻修士学位論文

(審査体制)

修士論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、当該専攻における研究指導担当教員とする。
- ② 主査、副査は修士以上の学位を有する者とする。ただし、副査については修士以上の学位を有していない者を例外的に1名まで認めることができる。
- ③ 副査は、研究科の構成員2名以上を含むものとし、必要がある場合は、専攻教育会議が認めた研究科外の適任者を加えることができる。
- ④ 研究科外の適任者の数は、本研究科選出の主査及び副査の数を上回らないものとする。

(評価項目)

修士論文の審査は、以下の項目について評価する。

- ① 研究成果が質的にも量的にも修士論文として相応しいこと。
- ② 研究の背景が述べられていること。
- ③ 研究の目的が明確であること。
- ④ 研究の方法が目的に沿っていること。
- ⑤ 研究の結果が適切に述べられていること。
- ⑥ 研究の結果に基づく考察が適切になされていること。
- ⑦ 図表が適切に作成されていること。
- ⑧ 参考文献、略語等の表記が適切であること。
- ⑨ 論文内容を十分に理解していること。
- ⑩ 質疑応答に的確に対応できること。
- ⑪ 関連分野の研究を理解していること。
- ⑫ 研究データの改ざん・捏造や剽窃などの研究不正がないこと。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験で合格と判定されること。